

兵庫県体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.hyogo-sports.jp/overview/>

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|--|--|---|
| <p>[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである</p> | <p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること</p> | <p>(1) 現状、中長期基本計画については策定していない。</p> <p>(2) 兵庫県体育協会（以下「当協会」という。）は、「県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与すること」を目的とし、①県民スポーツの普及・振興②スポーツ少年団事業の推進③総合型地域スポーツクラブの育成④競技力の向上⑤学校給食の充実・食育支援事業の推進⑥体育・スポーツ施設の管理運営の6本柱を中心に、毎年度の事業計画に取り組んでいる。</p> <p>(3) 中長期計画の策定にあたっては、本県で策定している「兵庫県スポーツ推進計画」（令和4年改定予定）の内容も踏まえ、当協会役職員、加盟団体など幅広く意見を聴取し、理事会に諮った上で策定する予定である。</p> |
| <p>[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。</p> | <p>(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p> | <p>(1) 評議員、役職員、委員会委員、スポーツ少年団本部役員については、役員・職員倫理規程第3条及び第4条に「基本的職務」「遵守事項」として当協会の関係諸規程に基づき職務を行うこと、並びに遵守すべき事項について記載し、同第6条で違反した際の対処等について定めている。</p> <p>(2) さらに職員については、就業規程第3条で法令及び諸規程を遵守する旨で記載し、同第44条で違反した際の懲戒について別途定めている。</p> <p>(3) また、現行の役員・職員倫理規程について、規程の対象者に含まれていない者（諸制度に基づき登録を行っている者等）の追加や、遵守事項の見直し等について検討し、令和3年度中に倫理規程の改正を行う予定である。</p> <p>(4) 加盟団体については、加盟団体規程において、遵守すべき事項や違反した際の処分等について定めている。</p> |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|-----------------------------|---|---|
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめ、各種規程を整備している。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 各種規程等を整備している。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 役員に関する「役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規定」及び職員に関する「職員給与規程」「職員旅費規程」を整備している。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款第4章（第7条～11条）において当協会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | (1) 定款第5条において、加盟団体及び会員の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めており、負担金等規程において、加盟団体等の負担金等について定めている。 (2) スポーツ少年団登録規程第3条及び同施行細則第2条において、登録者の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めている。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | (1) 国体の選手派遣に係る選手選考については、公平・公正に実施するよう加盟団体へ通知している。 (2) 国体の選手派遣に係る選手選考についての配慮事項等の規程整備について検討を進めている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---------------------------------|--|--|
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 毎年度実施する職員研修等の中で、実施している。 |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) 加盟団体を対象として研修会を実施している。 (2) 研修内容については、各加盟団体が持ち帰り、団体内の選手、指導者へ周知を図ることとしている。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | (1) 前述原則3 (2) ④のとおり、外部監査法人の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 当協会監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 (3) 財務・経理処理において、法令及び当協会規程に則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けるとともに、上記(2)の監事による、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。 |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | (1) 県や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、また加盟団体等への補助金の交付にあたっては、本協会補助金交付要綱を制定し、適切に処理している。また、加盟団体を対象に補助金の使途や事務処理についての研修会を実施している。 (2) また、上項(2)の体制により、当協会の経理諸規程(下位規程含む)の定めに基づき、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 (3) さらに、役員・職員倫理規程第4条第4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には、厳正に必要な処置をとることとしている。 |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | (1) 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。(2) 事業・決算報告書をHPで開示している。 < 事業・決算報告書 : http://www.hyogo-sports.jp/overview/ > |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|---|---|
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 国体の選手派遣に係る選手選考についての配慮事項等の開示について検討を進めている。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 当協会のGC遵守状況を令和3年10月21日にHPで公表した。 < GC遵守状況： http://www.hyogo-sports.jp/overview/ > |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 加盟団体規程を制定し、権限関係を明確にするとともに当協会の監督内容を定めている。 |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 加盟団体を対象に研修会を実施しており、その内容については、加盟団体を通じ、その下部団体等へも周知を図っている。 |